

伊丹市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(給付の対象者)

第2条 この事業の対象者は、伊丹市内に住所を有する者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者のうち、市長が必要と認めた者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小慢児童等。
- (2) 小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者。
- (3) 別添1の「対象者」欄の状態にある者。

(用具の種目等)

第3条 給付の対象となる用具は別添1の「対象者」欄の状態に応じて「種目」欄に掲げる用具とする。

- 2 給付の対象となる用具の性能は、別添1の「性能等」欄に掲げる性能を有する用具とする。

(給付の申請等)

第4条 18歳未満の対象者の保護者又は18歳以上の対象者本人（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に医師の診断書（様式第2号）、市民税の課税証明書その他必要書類（小児慢性特定疾病医療受給者証の写し）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を、公簿により確認することができる場合において、当該確認することにつき申請者の同意があるときは、当該書類の提出を省略することができる。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、日常生活用具給付調査書（様式第3号）により必要な審査を行い、その要否を決定し、日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）又は日常生活用具給付申請却下通知書（様式第6号）により通知するものとする。なお、給付を決定した場合は、あわせて、用具名、申請者負担額等を記載した日常生活用具給付券（様式第5号）（以下「給付券」という。）を交付するものとする。

(用具の給付)

第5条 用具の給付を受けることとなった申請者は、市が指定した業者のなかから選定した業者に給付券を提出し、用具の給付を受けるものとする。

なお、給付券の有効期間は給付券を交付した日からその月の属する年度末までとする。

(費用負担)

第6条 用具の給付を受けた申請者は、その費用の一部又は全部を別添2の基準に定める申請者負担金として、負担しなければならない。

- 2 前項の規定による申請者負担金は、給付用具と引き換えに直接業者に支払うものとする。

(費用の請求)

第7条 用具を納付した業者は、市長に当該用具に係る費用を請求するにあたっては、請求書に給付券を添付し、請求するものとする。

- 2 用具を納付した業者が市長に請求できる額は、用具の給付に必要な用具の購入に要する費用から申請者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

(給付台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付状況を明確にするため、「日常生活用具給付台帳」を整備するものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市難病患者等日常生活用具給付事業要綱の規定は、平成10年4月1日以降に購入した用具に要する費用に適用し、同日前の購入に要した費用については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱の規定は、平成16年4月1日以降に購入した用具に要する費用について適用し、同日前の購入に要した費用については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱の規定は、平成18年4月1日以降に購入した用具に要する費用について適用し、同日前の購入に要した費用については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の伊丹市難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱の規定は、平成20年4月1日以降に購入した用具に要する費用について適用し、同日前の購入に要した費用については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
付 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
付 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
付 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
付 則
- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別添 1

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額		
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110		
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2,250	230		
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額3,000円以下	D1	階層	2,900	290
		3,001～5,800円	D2	〃	3,450	350
		5,801～8,700円	D3	〃	3,800	380
		8,701～13,000円	D4	〃	4,250	430
		13,001～17,400円	D5	〃	4,700	470
		17,401～22,400円	D6	〃	5,500	550
		22,401～28,200円	D7	〃	6,250	630
		28,201～58,400円	D8	〃	8,100	810
		58,401～75,000円	D9	〃	9,350	940
		75,001～96,600円	D10	〃	11,550	1,160
		96,601～121,800円	D11	〃	13,750	1,380
		121,801～175,500円	D12	〃	17,850	1,790
		175,501～221,100円	D13	〃	22,000	2,200
		221,101～380,800円	D14	〃	26,150	2,620
		380,801～549,000円	D15	〃	40,350	4,040
		549,001～579,000円	D16	〃	42,500	4,250
		579,001～700,900円	D17	〃	51,450	5,150
		700,901～849,000円	D18	〃	61,250	6,130
		849,001～1,041,000円	D19	〃	71,900	7,190
		1,041,001以上	D20	〃	全額	左の徴収基準月額 の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備 考

1 徴収月額の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時に別添2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な対象者以外の対象者については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。

・平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている対象者が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることが可能とする。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。

・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

別添2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額をこえないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

様式第1号

<p>日常生活用具給付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>伊丹市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 (対象者との続柄)</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり日常生活用具の給付を申請します。</p>						
対 象 者	氏 名			生年月日	年 月 日 (歳)	
	住 所					
	疾病名					
	症 状					
世 帯 の 状 況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	職 業	備考(対象者に対する介護者の状況等を記載する。)	
給付を希望する理由						
現在の住いの状況	住 宅	1 自 宅 2 借 家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和 式 2 洋 式 3 携 帯 用
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴清拭ともしていない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助が必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる		
給付を希望する用具の名称				希望する形式規模等		
用具の給付にあたって特に希望する事項						
備 考						

(注意) この申請書には、対象者又はこれを扶養する者の市民税課税額を証明する書類を添付すること。
 ただし、当該書類により証明すべき事実を、公簿により確認することができる場合において、当該確認することにつき申請者の同意があるときは、当該書類の提出を省略することができる。

様式第2号（表面）

診 断 書

日常生活用具給付事業の申請にあたり、次のとおり診断します。

患者氏名

生年月日 年 月 日

患者住所

疾病名

症 状

在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。
（当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。）

年 月 日

医療機関名

医療機関の所在地

医療機関の電話番号

電子メールアドレス

担当医師 氏 名

様式第2号(裏面)

医師の皆様へ

小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るため、児童福祉法(小児慢性特定疾病に係る施策を除く。)及び障害者総合支援法の施策の対象とならない小児慢性特定疾病児童等が下記の対象者欄に掲げる身体の状態にあると認められる場合には、下表の種目欄の日常生活用具を給付することとしております。
つきましては、本制度の趣旨を御理解のうえ、診断書の必要事項欄に御記入くださるようお願いいたします。

種目	対象者	性能等
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの。

日常生活用具給付調査書							
①申請書受理番号 年 月 日		番 号 令和 年 月 日		②申請者 氏 名		③対象者と の続柄	
④対 象 者	氏 名			生年月日 年 月 日生 (歳)			
	住 所						
	疾 病 名			症 状			
⑤ 世 帯 全 員 の 状 況	氏 名		年齢	対象者 と 続 柄	課 税 状 況		
							備 考
					円	円	円
⑥ 世帯区分	1 被保護世帯又 は市町村民税 非課税世帯		2 市町村民税 均等割課税 世帯		3 市町村民税 所得割課税 世帯 (税額 円)		
⑦ 住まいの 状 況	1 自家 2 借家 (貸主の諾否)		⑧ 給付後の介護 の状況		日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する 状況に○) 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない (一部介助・全介助) 4 その他 () その他の状況 1 在宅生活が可能になる 2 その他 ()		
⑨ 給付の必 要の有無	1 有 2 無		⑩ 給付する (し ない) 理由				
⑪ 給付する 用具)		⑫ 予定 価格	円	⑬給付を受ける者 又は扶養する者が 支払うべき額	円	⑭ 公費負担 予定額	円
⑮ そ の 他 特記事項							
令和 年 月 日				調査員 役職名 氏 名 印			

様式第4号

日常生活用具給付決定通知書

第 年 月 日 号

(申請者) 様

市町長 印

先に申請のありました日常生活用具については、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	
対象者氏名		疾病名	
給付する用具 名 (含む形式 規模等)		納入業者名	
		納入業者の 住 所	(電話)
① 価格 円 (①=②+③)	給付を受ける者 又は扶養する者 が支払うべき額	② 円	③ 公費負担額 円
注意事項	<p>1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額 (②の金額) については、必ず用具を受け取る前に業者に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p>		

様式第5号

日常生活用具給付券				
① 給付番号	第 号	② 給付券発行年月日	年 月 日	
③ 対象者		④ 生年月日	年 月 日 生 (歳)	
⑥ 扶養する者の 氏 名		⑦ 対象者との 続 柄		
⑧ 給付する用具名 (形式、規模等)	⑨ 価 格	⑩給付を受ける者 又は扶養する者 が支払うべき額	⑪ 公費負担額	
		円	円	円
⑫ 納入業者名		⑬納入業者の住所 ・電話	(電話)	
⑭この券の有効 期 限	受給者が業者に 提示する期限	年 月 日	業者の公費支払 請求期限	年 月 日
<p>下記のとおり決定する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 市町長 印</p>				
⑮ 業者の納付した日	⑯ 給付を受けた者又は扶養 する者より受領した額		⑰ 受領業者名及び年月日	
年 月 日			年 月 日 印	
⑱ 用具受領者氏名印	印		⑲ 検収者	職名 氏名 印
⑳その他 特記事項				

(注) ①から⑭まで及び⑲は市町長、⑮から⑰までは納付した業者が、⑱は受領者が記入すること。

日常生活用具給付却下決定通知書

第 号
年 月 日

(申請者) 様

市町長 印

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたのでご承知下さい。

理 由